

報告第11号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和5年6月9日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和4年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第6号）

令和4年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41,013千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,336,397千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 1,762,168	千円 △25,790	千円 1,736,378
1 使用料及び手数料		702,870	△21,450	681,420
	1 使用料	702,870	△21,450	681,420
2 財産収入		8,461	9,000	17,461
	2 財産売却収入	0	9,000	9,000
3 繰入金		473,848	△69,210	404,638
	1 一般会計繰入金	473,848	△69,210	404,638
4 繰越金		1	35,640	35,641
	1 繰越金	1	35,640	35,641
5 諸収入		62,988	20,230	83,218
	1 雑入	62,988	20,230	83,218
(港湾整備事業勘定)		615,242	△15,223	600,019

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 10,054	千円 247	千円 10,301
	1 使用料	10,054	247	10,301
2 財産収入		147,039	57,390	204,429
	1 財産運用収入	80,409	579	80,988
	2 財産売却収入	66,630	56,811	123,441
3 繰入金		457,982	△72,823	385,159
	1 基金繰入金	457,982	△72,823	385,159
4 諸収入		167	△116	51
	1 雑入	167	△116	51
5 繰越金		0	79	79
	1 繰越金	0	79	79
歳入合計		2,377,410	△41,013	2,336,397

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 1,762,168	千円 Δ25,790	千円 1,736,378
1 土 木 費		1,762,168	Δ25,790	1,736,378
	1 港 湾 費	475,272	Δ25,789	449,483
	2 公 債 費	1,286,896	Δ1	1,286,895
(港湾整備事業勘定)		615,242	Δ15,223	600,019
1 土 木 費		615,242	Δ15,223	600,019
	1 財 産 管 理 費	615,242	Δ15,223	600,019
歳 出 合 計		2,377,410	Δ41,013	2,336,397